

【減免申請送付用書類チェック表】

* 書類に記載漏れはありませんか？再度確認をしてください。

	書類等	原本	写し	備考	チェック
①	軽自動車税減免申請書	○		日中連絡可能な電話番号を記入	
②	軽自動車税納税通知書兼領収書 (納付前のもの)	○			
③	マイナンバーカード・通知カード及び本人確認書類 (写真つきは1点、写真なしは2点)		○	免許証(マイナ免許証を除く)は表と裏の写し	
④	運転する方の運転免許証 もしくはマイナ免許証※1		○	免許証(マイナ免許証を除く)は表と裏の写し	
⑤	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※2、戦傷病者手帳 (全面分)		○	窓口申請の際は原本が必要	
⑥	自動車検査証 ※3		○	該当する方のみ必要	
⑦-1	世帯が別の方が所有者または運転者のときは、生計を一にする証明書(源泉徴収票など)		○	該当する方のみ必要	
⑦-2	同一生計に関する誓約書(納税義務者、障がい者および運転者が住民票上の同居でないとき)	○		該当する方のみ必要	
⑧	常時介護の誓約書 (身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する方)	○		該当する方のみ必要	

※1 マイナ免許証の場合は免許情報記録確認証を添付

※2 自立支援医療受給者証(精神通院)の写しも添付

※3 電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しも添付

〈注意事項〉

- ・郵送は原則本人が申請してください。
- ・令和8年6月1日(月)必着となります。提出期限を過ぎた場合は、減免を受けることができませんので、お早めに申請してください。
- ・⑥、⑦、⑧については、該当する方のみ提出をしてください。
- ・自動車検査証(車検証)については、昨年と異なる車両で申請する場合のみ必要です。

＜郵送による提出物の参考例＞

〔事例1〕 軽自動車等の所有者および運転者が障がいのある方本人の場合

- ①軽自動車税申請書、②軽自動車税納税通知書兼領収書
- ③個人番号確認書類及び本人確認書類の写し
- ④運転免許証(表裏)の写し、もしくはマイナ免許証の免許情報記録確認証
- ⑤障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(すべてのページ)の写し
- ⑥自動車検査証の写し

〔事例2〕 軽自動車等の所有者が障がいのある方本人、または本人と生計を一にする方が所有し、本人もしくは生計を一にする方が運転する場合

- ・同一世帯の方が運転者の場合 ……④の運転する方の免許証等の写し。その他は事例1の提出物と同様。
- ・別世帯の方が運転者の場合 ……⑦-1の障がい者と生計を一にする証明の写し、④の運転する方の免許証の写し。その他は事例1の提出物と同様。
- 住民票上の同居の方の場合 ……⑦-1の障がい者と生計を一にする証明の写し、④の運転する方の免許証等の写し。その他は事例1の提出物と同様。
- 住民票上の同居でない方の場合 ……⑦-1の障がい者と生計を一にする証明の写し、⑦-2同一生計に関する誓約書④の運転する方の免許証等の写し。その他は事例1の提出物と同様。

〔事例3〕 軽自動車等の所有者が障がいのある方で、減免の対象者となる障がい者本人(世帯に免許証をお持ちの家族等がいない方)が所有する軽自動車等を継続して運転しているか又は運転する見込みのある方

- ④の運転する方の免許証等の写し、⑧常時介護者の誓約書を用意。その他は事例1の提出物と同様。